

# 各種障害者手当のお知らせ

障害者手帳をお持ちの方およびその家族の方には、手帳の区分および等級に応じ、手当や年金が支給される場合があります。

なお、一部の手当や年金は、支給対象であっても所得制限などのため、支給されないことがあります。

## 在宅重度障害者手当

次のいずれかに該当する在宅の障害者に手当が支給されます。ただし、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者および施設入所者は除きます。

- 1 身体障害1〜2級でIQ35以下の方
- 2 身体障害1〜2級の方、IQ35以下の方または身体障害3級の障害を有し、IQ50以下の方（65歳以上で新たに障害者となった方を除く）

## 手当の額

- 1 月額1万5500円
  - 2 月額6750円
- 支給制限所得 所得制限と併給制限があります。

## 特別障害者手当

次のいずれかに該当する20歳以上の障害者（施設入所者および長期入院者を除く）に手当が支給されます。（いずれも目安であって、診断書等により判断します。）

- 1 身体障害1〜2級程度の障害を重複して有する方
- 2 身体障害1〜2級程度の障害を有する方で、IQ20以下の方または常時介護が必要な精神障害を有する方
- 3 身体障害1〜2級程度の障害を有する方またはIQ20以下の方もしくは常時介護が必要な精神障害を有する方で、他に身体障害3級相当の障害を2つ以上有する方
- 4 身体障害1〜2級程度の障害を有する方またはIQ20以下の方もしくはこれと同程度の障害または病状を有する方で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方

## 手当の額

国制度分 月額2万6620円  
 県制度分（国制度分に加算して支給）

- ・身体障害1級または2級の障害を有し、IQ35以下の方  
月額6850円
- ・身体障害1級または2級の障害を有する方またはIQ35以下の方  
月額10500円

支給制限 所得制限と併給制限があります。

- 所得に算入される労働者災害補償制度の年金についで
- ・労災保険年金等振込通知書に記載の労災保険年金と労災援護給付金は所得に算入され、労災就学等援護費については、所得に算入されません。

## 障害児福祉手当

次のいずれかに該当する20歳未満の障害者（障害を事由とした年金受給者および施設入所者を除く）に手当が支給されます。

- 1 身体障害1級（2級の一部を含む）程度の障害を有する方
- 2 IQ20以下の方
- 3 右記と同程度の障害または病状で、常時介護が必要な方

## 手当の額

国制度分 月額1万4480円  
 県制度分（国制度分に加算して支給）

- ・身体障害1級または2級の障害を有し、IQ35以下の方  
月額6900円
- ・身体障害1級または2級の障害を有する方またはIQ35以下の方  
月額11500円

支給制限 所得制限と併給制限があります。

## 経過的福祉手当

次のいずれかに該当する20歳以上の障害者（施設入所者を除く）で、従来の福祉手当受給者のうち特別障害者手当、障害基礎年金および特別障害給付金のいずれも受給していない方に手当が支給されます。

- 1 身体障害1級（2級の一部を含む）程度の障害を有する方
  - 2 IQ20以下の方
  - 3 右記と同程度の障害または病状で、常時介護が必要な方
- 手当の額  
 国制度分 月額1万4480円  
 県制度分（国制度分に加算して支給）